

ふるさと雇用再生特別交付金・緊急雇用創出事業臨時特例交付金について

1. ふるさと雇用再生特別交付金

雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情に応じて、その創意工夫により、地域求職者を雇い入れて安定的な雇用機会を創出する取り組みを支援するため、都道府県に基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の雇用機会の創出を図ることを目的とします。

国予算額2,500億円 県への交付見込み額43.8億円

2. 緊急雇用創出事業臨時特例交付金

急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等の失業者に対して、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会の提供と安定的な求職活動ができるような支援体制を整備するため、都道府県に基金を造成し、この基金を活用することにより、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出することを目的とします。

国予算額1,500億円 県への交付見込み額33.0億円

これらの交付金は、平成20年度2月補正予算で受け入れ、それぞれ基金造成します。

3. 県と市町との配分について

県1:市町1の折半を目安といたしたい。

(平成13年から16年度の実績は、三重県では県6:市町村4でしたが、全国の状況は40の都道府県が市町村との配分割合が1:1でした。)

各都道府県の現状(2月5日現在)

| 配分割合 | ふるさと雇用再生特別交付金 | 緊急雇用創出事業臨時特例交付金 |
|--------|---------------|-----------------|
| 1 : 1 | 31 | 32 |
| 県 > 市町 | 5 | 5 |
| 県 < 市町 | 5 | 6 |
| 設定なし | 3 | 2 |
| 未定等 | 3 | 2 |

東海4県は全て 県1:市町1 で配分

4. 具体的配分額

ふるさと雇用再生特別交付金

一時金支給事業に要する額及び調整額を除いた額の1/2(17.4億円)を市町に配分します。

緊急雇用創出事業臨時特例交付金

生活・就労相談支援事業に要する額及び調整額を除いた額の1/2(14.5億円)を市町に配分します。

5. 調整額の設定

社会情勢の変化、当初想定されなかった新規需要に対応する場合や市町からの増額要望に対応するため調整額を設定します。

6. 市町への配分の考え方

最低配分額を設定のうえ、当該市町の有効求職者数で配分します。

・ふるさと雇用再生特別交付金(と の合計)

最低配分額 3,000 万円(3年分)

上乗せ配分額 当該市町の有効求職者数により上乗せ

・緊急雇用創出事業臨時特例交付金(と の合計)

最低配分額 2,400 万円(3年分)

上乗せ配分額 当該市町の有効求職者数により上乗せ

配分額については目安額であり、今後の雇用情勢の変化に伴い調整額を活用するなど、弾力的に対応したいと考えています。